

「福岡マラソン2026輸送・シャトルバス運行業務委託」仕様書

1 委託業務名称

福岡マラソン2026輸送・シャトルバス運行業務委託

2 業務目的

「福岡マラソン2026」において、ランナー・スタッフ・応援者等を安全かつ円滑に輸送するため、輸送計画の策定および大会当日の運行業務を委託する。

3 大会概要（予定）

(1) 日 時

令和8年11月8日（日）

(2) コース

①マラソン（42.195km）

福岡市中央区天神（渡辺通り天神交差点）付近～糸島市交流プラザ志摩館付近

②車いす競技及びファンラン（5.2km）

福岡市中央区天神（渡辺通り天神交差点）付近～福岡市博物館付近

(3) 種目、定員及び制限時間

①マラソン 13,000人 7時間

②車いす競技 20人 30分

③ファンラン 2,000人 65分

(4) ランナー受付・EXPO

令和8年11月6日（金）・7日（土）

4 履行場所

福岡市及び糸島市

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日まで（予定）

※本契約の事業について、良好な運営がなされていた等と認められる場合は、最長3年間（令和10年度実施の大会まで）を期限として契約を行うことがある。その際の契約は、年度ごと、大会ごととし、契約額は都度決定する。なお、事業の実施及び予算については、大会実行委員会の議決及び当該年度における当初予算の議決を条件とするため、契約に至らない場合もある。

6 業務内容

輸送に必要な車両および運転手、資機材、運行スタッフ等を確保し、下記に挙げる業務を遂行すること。なお、本仕様書は業務に必要な最低限の事項を示したものであり、仕様書に明記されていない事項は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

※ 業務詳細は、仕様書別紙資料および参考資料を参照。

(1) ランナー、応援者、大会関係者・スタッフ用バスの手配及び運行管理

- ① スタッフ輸送バス (福岡舞鶴高校・糸島市役所⇄従事場所)
- ② 応援者用シャトルバス (糸島市役所第1駐車場→フィニッシュ会場)
- ③ 無料シャトルバス (フィニッシュ会場→JR 筑前前原駅前広場)
- ④ 有料シャトルバス (フィニッシュ会場→天神→博多)
- ⑤ 収容バス (スタート会場→収容関門→フィニッシュ会場)
- ⑥ 関係者用バス (スタート会場→九州大学→フィニッシュ会場→天神)
- ⑦ 学校ボランティア輸送バス (糸島市内各学校⇄フィニッシュ会場・沿道給水所)

※ 車両および運転手は業務間で併用可

※ 目的地および運行ルートは変更する場合がある。

※ バスの運行にあたっては、関係法令に定める補償を履行すること。

(2) 輸送計画および業務マニュアルの作成

利用者の乗車時間帯に合わせた運行計画を策定すること。

- ① 想定滞留人数推移
- ② シャトルバス運行計画
- ③ 運行ルート指示書等
- ④ 収容バス担当者マニュアル
- ⑤ JR 筑前前原駅周辺対応マニュアル
- ⑥ スタッフ輸送マニュアル

(3) シャトルバス乗降所のレイアウト作成

(4) シャトルバス乗車所の誘導案内・安全対策

(5) シャトルバス降車所 (JR 筑前前原駅前広場) の誘導案内・安全対策

(6) 地元代替ジャンボタクシーの運行管理 (糸島半島5ルート)

※ 停車場スタッフの配置を除く。

※ 地域との合意内容によって減便・廃止する場合がある。

(7) 有料シャトルバスチケット販売計画の作成・運行・管理

(8) スタッフ向け業務説明会 (市職員、ボランティア等) での説明

(9) 関係機関・マラソン運営委託業者との連絡調整

(10) 前回大会における課題への対応

(11) その他業務に関すること

- ① 関連会議 (ドライバーズ会議、その他実行委員会が必要と認める会議等) への参加
- ② フィニッシュ会場における待機列運用計画
- ③ イオン糸島店駐車場内のプランター設置・撤去業務
- ④ その他関連事業全般

7 実施報告書の提出

事業がすべて完了したときは、実施報告書（1部及び電子データ）を提出すること。

※ 各種計画書及びマニュアルを含む。

※ 計画概要、当日実施報告、考察を記載すること。

8 成果品及び納期

各業務進捗に応じて、その都度発注者が指示する。

特に指示の無い成果品の納品期限は契約終了日までとする。

9 履行確認

(1) 確認資料の整備及び提出について

業務委託料の支出にあたり従事者の勤務状況を確認するため、受注者の負担により出勤簿、タイムカード等の勤怠状況に係る書類を整備し提出すること。

(2) 現地調査について

業務委託の内容が適切に履行されているか確認するため、発注者が必要と判断した場合には、事前予告なく当該業務の履行に関連する受注者の施設等を現地調査することがある。この場合、受注者は誠実に応じること。

(3) 不正請求が発覚した場合の対応について

受注者が虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、契約書の規定に基づき違約金を支払う必要があるほか、競争入札参加停止等の措置を行う場合がある。

10 その他

(1) 業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、定期的に実行委員会と打ち合わせを行い、実行委員会の指示に従い本業務を遂行すること。

(2) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙1「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。

(3) 本業務によって知り得た情報については、外部に漏らさないように管理すること。

(4) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会に帰属するものとし、実行委員会が二次利用を行うこと、成果物に変更を加えることについて了承すること。

(5) 処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。

(6) 上記委託業務は本仕様に基づき実施することを基本とするが、本仕様に定めのない事項または同内容を変更して実施する場合は、事前に実行委員会と協議のうえ実施すること。

(7) 事業実施の際には、「エコ・イベントふくおか」手引書（福岡市環境局作成）の内容を踏まえ、環境負担を低減させる視点を持つこと

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/kankyousiryousyu/kizai.html>)

- (8) 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、実行委員会の承諾を得るとともに、福岡市内又は糸島市内に事務所を有する事業者を積極的に活用すること。また、個人情報を取り扱う業務については、プライバシーマーク取得事業者とすること。
- (9) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

別紙1「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。